

令和 8 年 3 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 14 号	長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	・・・	1
第 15 号	長門市税条例の一部を改正する条例	・・・	3
第 16 号	長門市立保育園条例の一部を改正する条例	・・・	4
第 17 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	5
第 18 号	長門市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・	7
第 19 号	長門市 6 次産業化支援施設条例の一部を改正する条例	・・・	8
第 20 号	長門市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	9
第 21 号	長門市火災予防条例の一部を改正する条例	・・・	10
第 22 号	工事請負契約の一部を変更することについて（小島 B 防 波堤撤去工事（第 2 工区））	・・・	11
第 23 号	財産の無償譲渡について	・・・	13
第 24 号	市道路線の認定及び廃止について	・・・	14
第 26 号から第 30 号まで	長門市固定資産評価審査委員会委員の選 任について	・・・	17
第 31 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・	18
第 32 号	長門市教育委員会委員の任命について	・・・	19
第 33 号	長門市過疎地域持続的発展計画の変更について	・・・	20

報 告

第 1 号	長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告に ついて	・・・	21
-------	-----------------------------------	-----	----

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

学校医、学校耳鼻咽喉科医、学校眼科医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の報酬額について、近年の医師不足や高齢化に伴う人材確保の困難さに加え、平成 28 年の学校保健法の改正に伴い運動器検診等の検査項目の追加による業務負担の増大、並びに昨今の経済情勢や人件費の上昇を踏まえ、所要の改正を行うもの。

また、生活保護嘱託医並びに保育園嘱託医、保育園歯科医、幼稚園嘱託医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師について、改正後の学校医等の報酬額との均衡を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表（第 2 条、第 5 条関係）を次のように改正する。

(1) 生活保護嘱託医の報酬額

ア 生活保護嘱託医（一般）

【改正前】：月額 110,400 円

【改正後】：月額 121,000 円

イ 生活保護嘱託医（精神）

【改正前】：月額 14,500 円

【改正後】：月額 16,000 円

(2) 学校医等の報酬額

ア 学校医、学校耳鼻咽喉科医、学校眼科医及び学校歯科医

【改正前】：1 校につき、年額 193,000 円に、児童生徒 1 人につき 200 円を加えた額

【改正後】：1 校につき、年額 230,000 円に、児童生徒 1 人につき 200 円を加えた額

イ 学校薬剤師

【改正前】：1 校につき 年額 93,500 円

【改正後】：1 校につき 年額 111,000 円

(3) 保育園嘱託医、保育園歯科医、幼稚園嘱託医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬額

ア 保育園嘱託医、保育園歯科医、幼稚園嘱託医及び幼稚園歯科医

【改正前】：1 園につき、年額193,000円に、園児 1 人につき 200円を
加えた額

【改正後】：1 園につき、年額 230,000 円に、園児 1 人につき 200 円を
加えた額

イ 幼稚園薬剤師

【改正前】：1 園につき 年額 93,500円

【改正後】：1 園につき 年額 111,000 円

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から

長門市税条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

固定資産評価審査委員会委員の定数について、本市では6名と定めているが、有識者の高齢化等により委員の選出に苦慮しており、定数を見直すため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

定数を「6人」から「6人以内」とする（第78条関係）。

3 施行期日

公布の日

4 その他

固定資産評価審査委員会委員の定数については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第2項により、3人以上で、各市町村の条例で定めることとされている。

長門市立保育園条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

長門市立通保育園の廃園にあたり、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

第 2 条の表から長門市立通保育園の項を削る。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年 6 月 12 日公布）により「子ども・子育て支援金制度」が創設された。

これにより、国民健康保険における子ども・子育て支援納付金の創設、国民健康保険料の賦課限度額引き上げ及び軽減措置の所得判定基準等について、国の基準に倣い所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 子ども・子育て支援納付金を新たに創設（保険料として徴収）。

(2) 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる。

①基礎賦課限度額

現行：66 万円 ⇒ 改正後：67 万円

②子ども・子育て支援納付金賦課限度額（新設）

現行：0 万円 ⇒ 改正後：3 万円

※後期高齢者支援金賦課限度額（26 万円）介護給付金賦課限度額（17 万円）については据え置き

(3) 国民健康保険料の減額の対象となる所得基準を引き上げる。

①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乘すべき金額を 31 万円（現行：30 万 5 千円）とする。

②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乘すべき金額を 57 万円（現行：56 万円）とする。

※7割軽減（被保険者数等の数に乘すべき金額）については据え置き

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

※改正後の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用

※令和 7 年度以前の年度分の保険料については、従前のおり

4 その他

(1) 子ども・子育て支援納付金の創設による対象世帯と影響額

・対象者数 4,164 世帯 5,658 人

・影響額 1,698 万 9 千円の増額

(2) 限度額引き上げの対象世帯と影響額

- ・対象世帯 37 世帯
- ・影響額 医療分 37 万 7 千円の増額

※後期高齢者支援金分、介護給付金分については据え置き

(3) 減額の対象となる所得基準の引き上げの対象者数と影響額

- ・対象者数

(医療分・後期高齢者支援金分)	2 割軽減	569 世帯	902 人
	5 割軽減	719 世帯	1,118 人
(介護給付金分)	2 割軽減	144 世帯	171 人
	5 割軽減	219 世帯	253 人

- ・影響額 67 万 6 千円の減額

※(2)、(3)については、令和 7 年度の世帯数、被保険者数を基に試算。

子ども・子育て支援納付金分については新設

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 7 年度税制改正により給与所得控除が 55 万円から 65 万円に引き上げられたことから介護保険の第 1 号被保険者の保険料収入が減少する可能性があるため、保険者の責めに期さない保険料収入不足を防ぐ観点から介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

介護保険の第 1 号被保険者の保険料額を判定する際に、令和 7 年度税制改正により保険料額の区分が変わりうる第 1 号被保険者（給与収入が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満の方）については、令和 7 年度税制改正前と同様の判定となるよう長門市介護保険条例の一部を改正する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長門市 6 次産業化支援施設条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

6 次産業化支援施設「ながとラボ」の受益者負担の見直し及び公設試験研究機関としての目的を明確にするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 設置目的の改正（第 1 条関係）

設置の目的に、「研究」を加える。

(2) 使用料の見直し（別表関係）

ア 加工室等の使用料を新たに定める。

イ 市外の利用者における附属設備器具の使用料を定額の「2 倍」から「4 倍」に改定する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

持続可能な水道事業運営に向けて適正な水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

料金の改定（第 27 条、別表第 2 関係）

基本料金と従量料金を引き上げ、平均改定率 20 パーセントとする。

■料金改定前後の水道料金対照表

用途・口径	改定前				改定後			
	基本料金 (1月)	従量料金 (1 m ³ につき)		基本料金 (1月)	従量料金 (1 m ³ につき)			
		0 m ³ を超え 10 m ³ 以下	10 m ³ を 超えるもの		0 m ³ を超え 10 m ³ 以下	10 m ³ を 超えるもの		
一般用	13 mm	1,000 円	10 円	140 円	1,100 円	50 円	155 円	
	20 mm	1,500 円			1,600 円			
	25 mm	2,250 円			2,400 円			
	30 mm	4,600 円			5,000 円			
	40 mm	5,400 円			5,900 円			
	50 mm	7,100 円	140 円	155 円	7,800 円			
	75 mm	16,500 円			18,100 円			
	100 mm	26,700 円			29,000 円			
	150 mm	80,000 円			88,000 円			
船舶用			204 円			225 円		

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 7 年消防庁告示第 10 号）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 簡易サウナ設備関係（第 7 条の 2 第 1 項関係）

ア テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であつて、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義したこと。

イ 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととしたこと。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしたこと。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとしたこと。

(2) 一般サウナ設備関係（第 7 条の 3 関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義したこと。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出（第 44 条関係）

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしたこと。

(4) 住宅における火災の予防の推進（第 29 条の 7 関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記したこと。

3 施行期日

令和 8 年 3 月 31 日

工事請負契約の一部を変更することについて(小島B防波堤撤去工事
(第2工区))

1 工事名

小島B防波堤撤去工事(第2工区)

2 工事場所

長門市 三隅中 地先

3 工期

令和7年7月5日から令和8年3月31日

4 工事請負代金の額

変更前	188,870,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 17,170,000 円)
変更後	204,502,100 円 (うち消費税及び地方消費税の額 18,591,100 円)
増 減	15,632,100 円の増額

5 請負業者

長門市仙崎 1135 番地の 19

クロセ株式会社

代表取締役 黒瀬 正

6 変更仮契約の締結日

令和8年1月23日

7 主な変更理由

次のとおり施工実績に基づき変更契約を行うもの。

- (1) 次期工事で設置する防波堤との兼ね合いのため、既設重力式防波堤上部工(パラペット部)の撤去を増工したことによる増額。
- (2) 過年度に実施した調査時から海底地盤の状況が変化しており、カーテン版が埋没していたため掘削・埋戻しを増工したことによる増額。

仮契約書 添付省略

財産の無償譲渡について

1 財産の表示

- (1) 所在 長門市東深川字浜添 318 番地 15
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 鉄骨スレート瓦葺平屋建て
- (4) 延べ面積 75.00 平方メートル
- (5) 建築年 平成 7 年

2 相手方

長門市東深川 [REDACTED]
田屋区自治会 代表者 [REDACTED]

3 無償譲渡の理由

当該財産は、田屋地区の高齢者の活動の場として、田屋公会堂の隣地で、地元地権者から土地を無償で借り受けて建物を建設したものであり、建物を供用開始して以来、地元の田屋地区自治会が運営及び維持管理を担い、高齢者の活動拠点として使用されてきた。しかし、本建物は断熱性が無く、冷暖房が設置されていないため、昨今の異常気象により高齢者の活動ができない状況となった。今般、田屋区自治会から災害対策の現地事務所や災害対策の備品の保管場所として有効活用したいとの譲渡の要望を受け、建物の建設経緯や建物の利用状況を踏まえ、地元自治会による自主的な活動を支援するため、当該財産を無償で譲渡するものである。

市道路線の認定及び廃止について

1 路線名及び起終点

路線名	認定路線		廃止路線		摘要
	起点	終点	起点	終点	
湯本八反ケ坪 1 号線	深川湯本字八反ケ坪 377 番 10 地先	深川湯本字金池 171 番 8 地先			認定
天神迫田線			油谷向津具下字本郷鳥ノ子 2817 番 1 地先	油谷向津具下字本郷 4684 番 1 地先	廃止

※路線図については、別紙のとおり

※認定及び廃止する市道の延長は次のとおり

市道湯本八反ケ坪 1 号線…65.0m (認定)

市道天神迫田線…352.5m (廃止)

2 路線認定及び廃止の概要

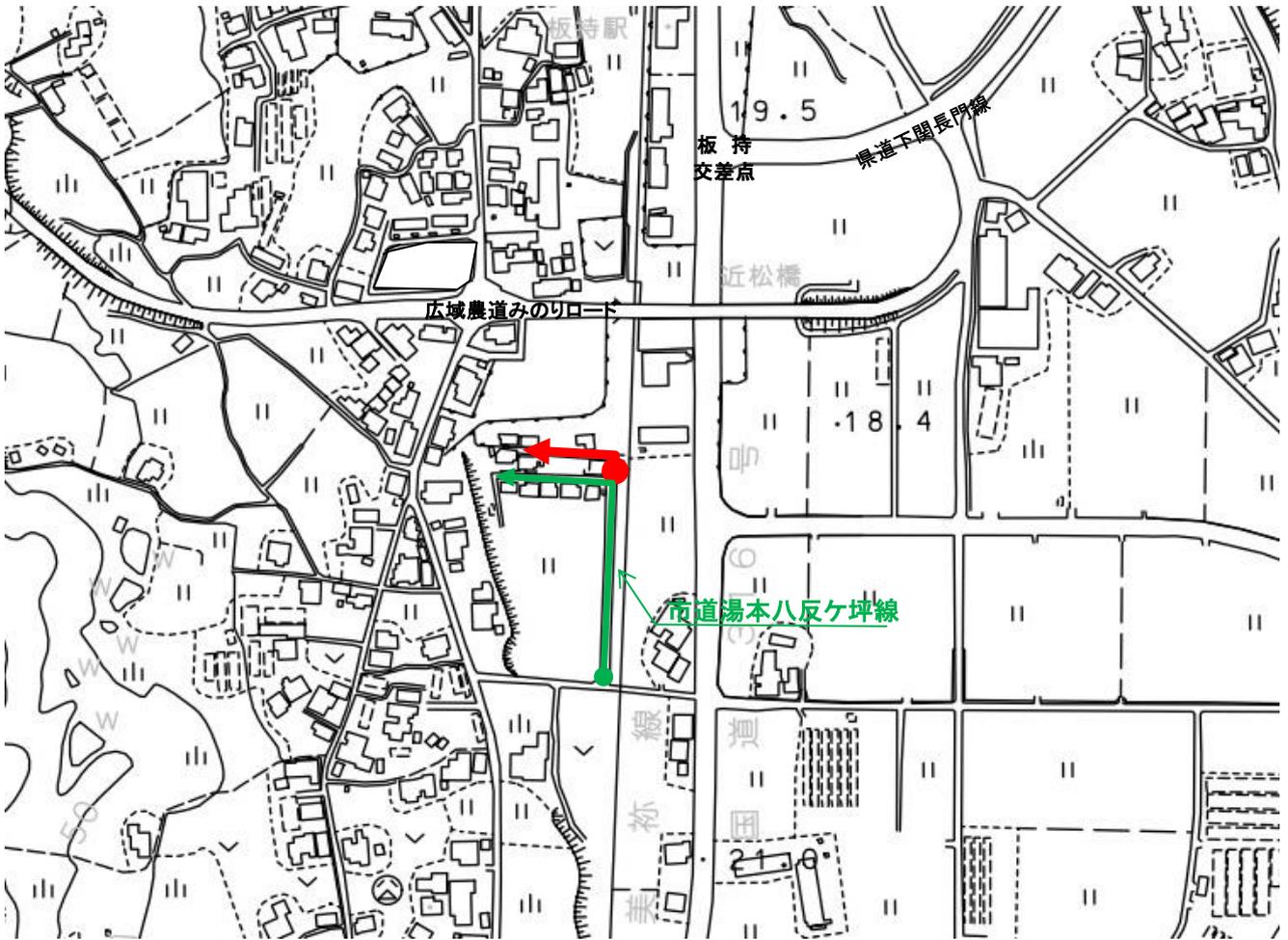
(1) 市道湯本八反ケ坪 1 号線

本路線は、市道河原小河内線と小規模宅地とを結ぶ市道湯本八反ケ坪線の支線としての役割を持つ道路であり、今回、道路部分の土地権利関係が整理できたこと、また市道認定基準(道路幅員が 4 m 以上、終点に回転場の設置)を満たすことから新たに認定を行うもの。

(2) 市道天神迫田線

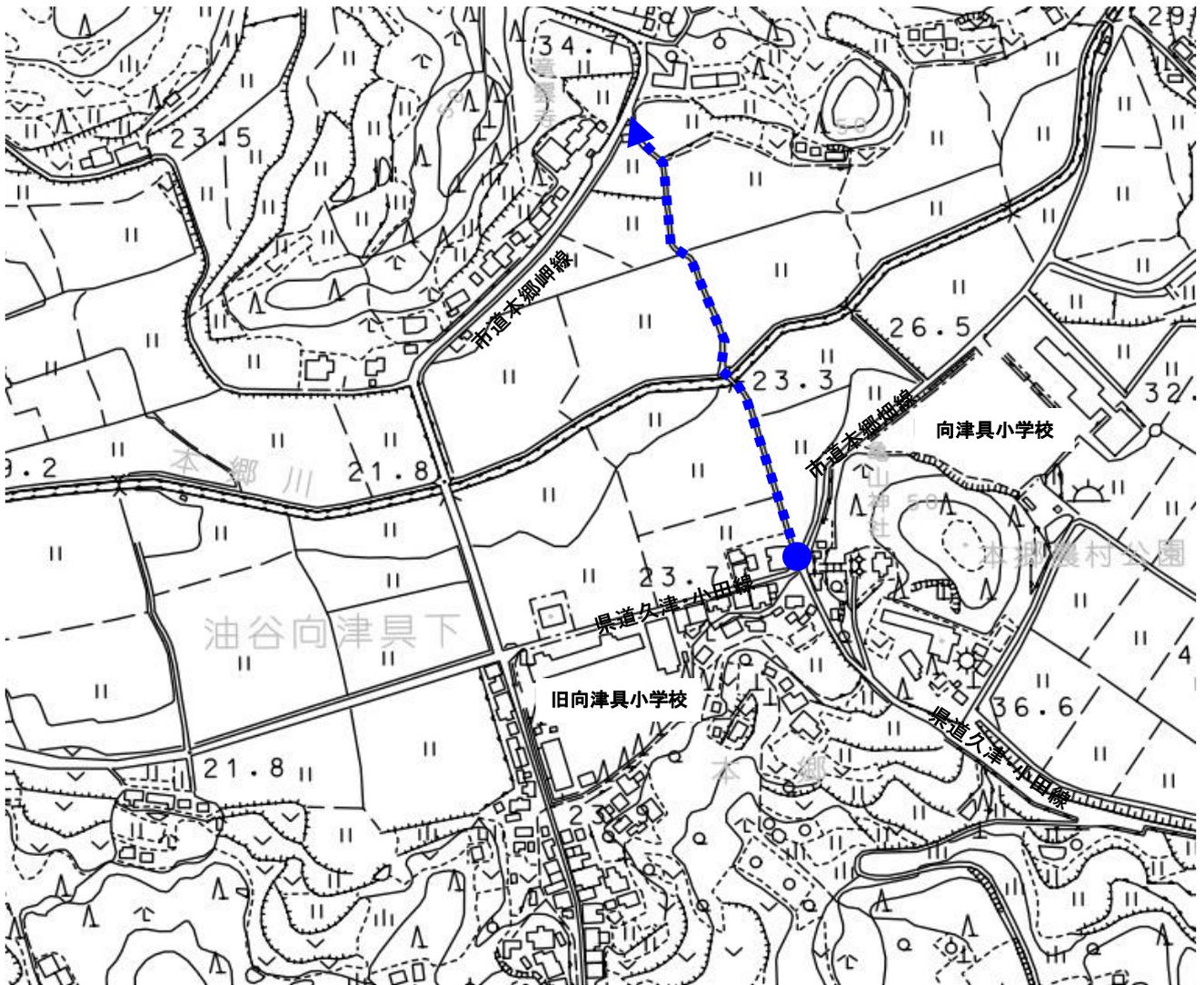
本郷地区圃場整備の実施に伴い圃場整備区域内の道路について整理をした結果、本路線は、沿線農地に係る農業者が営農のため専ら利用するものであること、また同区域内において整備された規格・目的が同じ他の農業用道路との均衡を図るため、市道から農道へ管理区分を変更するもの。

市道湯本八反ヶ坪1号線 路線図



凡 例	
新規認定	
起点	
終点	

市道天神迫田線 路線図



凡 例	
廃止
起点	●——
終点	——>

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 設置の趣旨等

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者からの不服を審査決定するための中立的な機関として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条の規定に基づき設置するもの。

2 提案の理由

現委員の任期（3 年間）が令和 8 年 5 月 15 日に満了となることから、次期委員の選任案について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

3 候補者の略歴

氏名	住所	生年月日	職業	再任・新任の別
ふるえなおき 古江直樹	██████████ ██████████	██████████	土地家屋 調査士	新任
ゆきざねしんいち 行實信一	██████████ ██████████	██████████	元市職員	再任
すぎやま さとし 杉山 聡	██████████ ██████████	██████████	元団体職員	新任
なかお つとむ 中尾 努	██████████ ██████████	██████████	元市職員	新任
よしむらのりかず 吉村典和	██████████ ██████████	██████████	元団体職員	再任

4 委員の任期

令和 8 年 5 月 16 日から令和 11 年 5 月 15 日（3 年間）

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員である三輪和明^{み わ かずあき}氏の任期が令和 8 年 6 月 30 日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として同氏の再任を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所

住所

氏名 三輪 和明 (みわ かずあき)

4 候補者の略歴

[Redacted text block]

5 委員の任期

令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日 (3 年間)

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

長門市過疎地域持続的発展計画の変更について

1 変更の趣旨

計画期間が令和 7 年度までとなっている「山口県過疎地域持続的発展方針（以下、「県方針」という。）」が変更されることに伴い、県方針に基づき策定している「長門市過疎地域持続的発展計画」の変更を行うもの。

2 変更の概要

(1) 変更後の計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年

(2) 変更内容

計画期間の変更にあわせて、基本的な事項や地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項の見直しを行う。

- ・経年による各種数値の変更
- ・市の施策の進捗、社会情勢等の変化による記載内容の変更
- ・計画期間の変更による目標（基準値、目標値等）の変更
- ・事業計画の事業内容等の変更など

3 その他

計画期間も含め大幅な変更となるため、新旧対照表は省略。

長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

1 変更の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、国、県及び市町村でそれぞれ新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、国は令和6年7月に新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、約10年ぶりに行動計画の抜本的な改定を行い、県もまた行動計画を改定した。それらを受け、本市においても県の行動計画に沿い、本市の実情に合わせ行動計画を変更するもの。

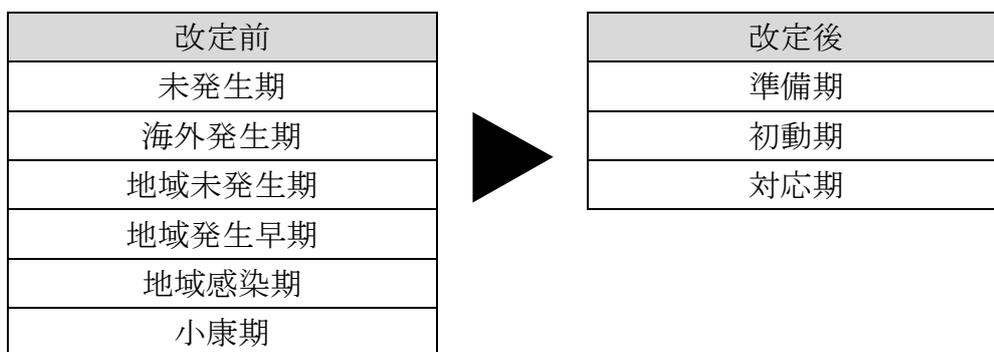
2 計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

3 変更の概要

- (1) 平時からの備えを充実

対策時期を3期（準備期、初動期、対応期）に明確化し、準備期の責務を明確化。



- (2) 対策項目の拡充

対策項目を6項目から7項目に集約・拡充。

改定前	改定後
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	③まん延防止
④予防・まん延防止	④ワクチン
⑤医療	⑤保健
⑥市民生活及び地域経済の安定の確保	⑥物資
	⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

※（１）及び（２）により、機動的な対策の切替えを可能とするもの。

（３）情報発信の強化

危機時の情報の錯誤や社会的混乱に対応するため、情報発信の基盤の強化を図る。

3 公表時期

令和8年3月

4 その他

計画の抜本的な変更となるため、新旧対照表は省略。

